

# 選手の権利保護に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下、本連盟という。）に登録するすべての選手に対して、公平な権利を保障するとともに、本連盟との関係性を明確にし、ボクシング界の発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程に掲げる各用語は、以下のとおりとする。

- (1) 選手とは、本連盟定款第6条第2号に定める普通会員であり、本連盟選手登録規程の定めに従い、当該年度の登録を行ったものであり、競技会に参加しボクシング競技を行う者である。
- (2) 役職員等とは、日連定款26条に規定する理事および監事、専門部・専門委員会を構成する委員、強化スタッフ、事務局スタッフ、日連行事関係者および加盟団体の役員をいう。

## (適用範囲)

第3条 本規程は、選手に適用するほか、役職員等についても所要の条項を適用する。

## (選手および役職員等の行動規範)

第4条 選手および役職員等は、ルールと礼節を重んじ、本連盟倫理規則とコンプライアンス規則を遵守し、正々堂々と競技に携わり、ボクシング競技の発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

## (選手および役職員等の遵守事項)

第5条 選手および役職員等は、次に掲げる各号の行為をしてはならない。

- (1) ボクシング競技においては、プロ選手またはプロコーチとして登録され、また、契約すること。
- (2) ボクシング競技以外の格闘技系競技(プロレス、総合格闘技、キックボクシング等)において、プロ選手またはプロコーチとして登録され、また、契約すること。
- (3) 本連盟、日本スポーツ協会および日本オリンピック委員会が禁止した競技会に参加すること。
- (4) 自己の競技に金品を賭け、またはそれに関連する賭博に関係すること。
- (5) 競技に際して、ドーピング、薬物使用、暴力行為等によりフェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- (6) 前各号の他、国際連盟および本連盟の規約等に反する行為をすること。
- (7) 本連盟の主催する競技会において、本連盟の承諾なしに商行為をすること。
- (8) 日本代表として出場・参加する競技会・公式行事等において、メディアに出演する際に公式スポンサー以外の用品、用具を着用・使用すること。
- (9) 本連盟派遣以外の者が本連盟指定の服装をすること。

(10) 定款第7条に規定する反社会的勢力の構成員となることおよび反社会勢力と関係性を持つこと。

(11) その他、選手、役職員等として、ボクシングの品位を著しく汚す行為をすること。

(選手の肖像)

第6条 選手の肖像権は、何人も侵すことができない選手固有の権利であることを原則とし、次の各号に基づき本連盟登録選手の肖像等（画像、動画、イラスト、名称、通称、手形、足形等、選手を特定できるもの）を利用することができる。

- (1) 本連盟は、本連盟の目的の範囲であれば、選手の肖像等を無償で使用することができる。
- (2) 本連盟が、選手の肖像等を利用して商品化する場合、選手の承諾を得るものとする。
- (3) 本連盟が派遣する国際大会等の団体肖像は、本連盟が保有する。
- (4) 日本オリンピック委員会および選手所属団体が管理する肖像については、日本オリンピック委員会および所属団体との契約や規程（本連盟の事前同意のもの）を尊重する。

(本連盟の承認を要する事項)

第7条 選手は、次に掲げる行為を行うときには、事前に本連盟に承諾を得なければならない。

- (1) 海外で開催されるボクシング競技会に参加するとき。
- (2) ボクシングおよびボクシング競技以外の競技会で賞金または出場報酬付きの競技会に参加するとき。
- (3) 自らが選手として、自身の氏名、競技写真、競技実績を広告に使用することを許可するとき。
- (4) 広告宣伝媒体に出演するとき。
- (5) 商業目的の放送、映画、演劇その他の行事に出演するとき。
- (6) 選手が講演会、講習会、放送、新聞・雑誌等の座談会その他の各種行事に有償で出演するとき。

(違反者に対する処分)

第8条 この規程に違反した者に対する処分は、倫理規則、コンプライアンス規則その他の定めにより、倫理・資格審査委員会において審議し、理事会の議決により決定する。

- 2 この規程に違反した者が代表選手である場合は、その地位のはく奪も含めて、倫理・資格審査委員会で審議することとする。
- 3 ただし、会長が緊急を要すると判断した場合は、会長は、業務執行理事と業務執行理事を補佐する立場の理事の間で審議し、当該の選手あるいは役職員等に対し、倫理規則第6条第3号に規定する「謹慎処分」（資格停止）を命じることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和6年11月13日から施行する。